Press Release

記者発表資料

令和　７年　５月２３日

扱い：配布を以て解禁

石川県政記者クラブ
報道各社へ配布

国土交通省　北陸地方整備局 金沢河川国道事務所

石川県警察

NEXCO 中日本

特殊車両・過積載車両の合同取締り結果をお知らせします

過積載車両や大型車両の違法運行に伴う道路・橋梁の損傷や、重大事故を未然に防止する事を目的に、金沢河川国道事務所、石川県警察本部、中日本高速道路（株）金沢支社による合同取締りを実施しました。

合同取締り実施内容

取締り日時：令和７年５月２２日（木）　１４時　～　１６時

取締り場所：①国道８号 加賀特殊車両指導取締基地　加賀市熊坂町２２２番地

（道路法及び道路交通法に基づく取締り）

取締り実施台数：３台　うち違反指導：１台（違反内容：無許可）

②北陸自動車道　加賀インター

（道路法に基づく取締り）

取締り実施台数：０台　　うち違反指導：０台

【取締り実施状況】

車両引き込み

車両計測

【問い合わせ先】

【道路法に基づく取締りについて】

（一般国道に関して）北陸地方整備局　金沢河川国道事務所　道路管理第一課長　藤　真生

〒920-8648　金沢市西念4丁目23番5号　TEL:076－264－9917（直）

（高速道路に関して）中日本高速道路（株）金沢支社

道路管制センター　交通管制課長　中森　憲一

〒920-0365　金沢市神野町東170　TEL:076－249－8632（直）

【道路交通法に基づく取締りについて】

石川県警察本部　交通部　交通指導課次席　山下　謙太郎

〒920-8553　金沢市鞍月1丁目1番地　TEL:076－225－0110（代）

特殊車両は通行許可または通行確認が必要です

車両の幅・高さ・重量・長さなど一般的な制限値をどれか一つでも超える車両は「特殊車両」と言います。

この「特殊車両」は道路・橋などを傷つけないよう、また、他の通行車両に影響（迷惑）をかけないように通行するよう､通行の際には許可または確認をとることとされています。

車両の諸元		一般的制限値
幅		2．5メートル
長さ		12．0メートル
高さ		3．8メートル（高さ指定道路は4．1メートル）
重さ	総重量	20．0トン（重さ指定道路は25．0トン）
	軸重	10．0トン
	隣接軸重	隣り合う車軸の軸距が1．8メートル未満　18．0トン※
		隣り合う車軸の軸距が1．8メートル以上　20．0トン
	輪荷重	5．0トン
最小回転半径		12．0メートル

※但し、隣り合う車軸の軸距が１．３メートル以上、かつ、隣り合う車軸の軸重がいずれも９．５トン以下のときは１９トン

特殊車両を通行させる場合は、「特殊車両通行確認制度」または従来の「特殊車両通行許可制度」をご利用ください